

# 議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和8年第2回定例会

## 1 案件名

議案第68号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市国民健康保険税条例の改正）

## 2 概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の公布に伴い、所要の規定を整備する。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額及び課税限度額等の設定（第2条、第5条の2、第9条の4～第9条の7、附則第11～12項、附則第15項～22項）  
「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、国民健康保険税の課税区分に「子ども・子育て支援納付金」を加える。所得割額の税率を100分の0.3、均等割額を1,200円、平等割額を800円、18歳以上均等割額を100円とし、課税限度額を3万円とする。また、所要の規定を整備する。
- (2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し（第21条）  
軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減においては30万5千円から31万円に、2割軽減においては56万円から57万円に引き上げる。

## 4 その他の事項

施行日 令和8年4月1日